

## 品目シールと資産管理台帳の整備及び報告

### <管理シール貼付と管理表の作成・管理について>

本事業の補助金にて購入した設備・機器については、管理表の作成および管理シールの貼付をお願いします。本事業終了後、会計検査院による実地調査が行われる場合があり、この管理表と管理シールの貼付は、この実地調査にて速やかに現物確認ができることはもちろん、事業目的に沿った利用および管理を実施していることを証明するものです。

以下に示す記載項目および対象物をご確認頂き、適宜ご対応をお願いいたします。

#### 1. 記載事項

管理シールには以下の項目を必須記載事項とします。

管理シールは文字が読めるものであれば、大きさや色等は問いません。機器ごとに作成し見えるところに貼付してください。

※一体となっているものは、部品ごとではなく、一か所に貼付ください。

管理シールへの必須記載事項 ※事業名は下図作成例のとおり記載してください

管理シール作成例

事業名	平成 25 年度ロボット介護推進事業
物品名（財産名）	見守りシステム AAA
管理番号	T098－機器 0003
所有者	株式会社 ●●●●●
設置場所	●●●事業所・1階●●室
製造者	●●●●●株式会社
取得年月日	平成 26 年 10 月 10 日

管理表の記載事項 ※網掛け項目は取得財産等管理台帳・取得財産等管理明細表との共通項目です。

区分	財産名	管理番号	所有者	設置場所 (保管場所)	製造者	取得年月日	規格	数量	単価	金額	耐用年数	補助率	備考

#### 2. 対象物

管理表と管理シールの作成の対象となるものは、本事業にて取得した以下の物です。

- ✓ 施設・事業所などに導入したロボット介護機器（価格によらず全品）
- ✓ 機器製造にあたって購入した設備・機器・工具・パソコン・パソコンソフト・端末等（1品5万円以上のもの全品）

※具体的に管理対象となるものか判断が難しい物品については、随時、事務局に確認してください。

## <取得財産等管理台帳の作成・管理と取得財産等管理明細表の作成・提出について>

単価が50万円以上の設備・機器・備品については、取得財産となるため、別途「取得財産等管理台帳[交付規程 様式第12]」および「取得財産等管理明細表[交付規程 様式第13]」の作成が必要です。なお、取得財産等があるときは、「取得財産等管理明細表[交付規程 様式第13]」を「補助事業実績報告書実績報告書[交付規程 様式第7]」に添付して協会に提出いただきます。（交付規程第21条・22条に記載）

適宜ご対応をお願いいたします。

また、取得財産等管理台帳・取得財産等管理明細表への記載があるものについては、処分制限がかかります。期間については、対象物によって異なりますので、各自ご確認ください。

～交付規程より抜粋～

### （実績の報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する協会の当該会計年度の1月末日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書を協会に提出しなければならない。

### （財産の管理等）

第21条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第12による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第13による取得財産等管理明細表を第14条第1項に定める実績報告書に添付して協会に提出しなければならない。

3 協会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができるものとする。

### （財産処分の制限等）

第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第14による補助事業財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

以上

### <参考>

○：対象とする    —：対象ではない

対象物	管理表作成 管理シール貼付	取得財産等管理台帳 取得財産等明細表
施設・事業所などに導入したロボット介護機器 （価格によらず全品）	○	○
本事業で取得した設備・機器・備品・工具・パソコン・パソコンソフト・端末等 ※施設・事業所などに導入したロボット介護機器を除く （1品5万円以上50万円未満のもの）	○	—
本事業で取得した設備・機器・備品・工具・パソコン・パソコンソフト・端末等 ※施設・事業所などに導入したロボット介護機器を除く （1品50万円以上のもの）	○	○